

学校感染症による欠席届

石川県立鶴来高等学校	
学年組氏名	H 番 氏名
診断名	
受診日	
受診医療機関名	
療養日数	令和 年 月 日 (限) ~ 令和 年 月 日 まで
上記の通り、受診、療養しました。	
令和 年 月 日	
保護者等氏名 (自署)	

※医療機関が発行した証明書（医療機関名、日付、生徒名前が記載された領収書、明細書、調剤明細書等）の写しを添付して、担任に提出してください。

※この証明書は、学校感染症による出席停止の際の証明のみに用いるものとします。

参考 【出席停止の期間の基準】（学校保健安全法施行規則第19条）抜粋

○第1種 治癒するまで

○第2種（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。

イ 【インフルエンザ】発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

ロ 【百日咳】特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

ハ 【麻しん】解熱した後3日を経過するまで

ニ 【流行性耳下腺炎】耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

ホ 【風しん】発しんが消失するまで

ヘ 【水痘】水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで

ト 【咽頭結膜熱】主要症状が消退した後2日を経過するまで

チ 【新型コロナウイルス感染症】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

○第3種および結核、髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで